

## 1 経緯と状況

- 静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、土石流で甚大な人的、物的被害が発生（令和3年7月）
- 宅地造成等規制法を抜本的改正し、宅地造成及び特定盛土等規制法を公布（令和4年5月）
- 令和5年5月に法が施行され、区域指定に係る調査等のため2年間の経過措置（令和7年5月まで）

## 2 制度の概要

### ○ スキマのない規制

- ・ 都道府県知事等が盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- ・ 土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象等

▶ **基礎調査が完了し、県内（水戸市を除く）全域を規制区域に指定予定**

※水戸市(中核市)は令和8年度に規制区域指定予定

### ○ 盛土等の安全性の確保

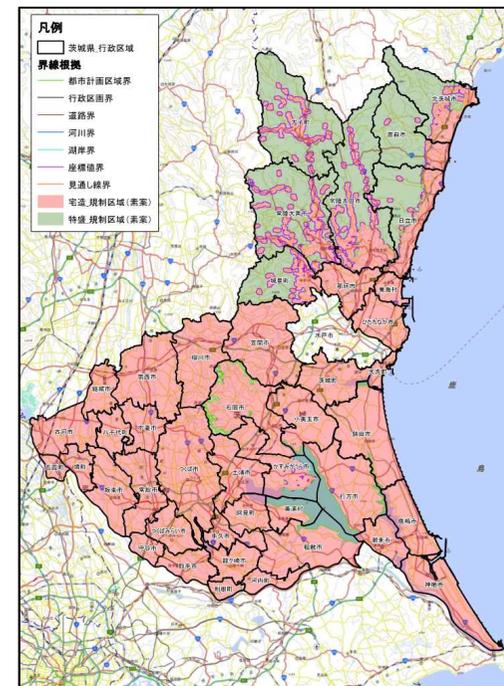
- ・ 許可基準に沿った安全対策を確認するため、  
①施工状況の定期報告、②中間検査、③完了検査を実施

### ○ 責任の所在の明確化

- ・ 土地所有者のほか管理者、占有者が安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- ・ 土地所有者等だけでなく施工者、運搬者などの原因行為者にも是正措置等を命令が可能等

### ○ 実効性のある罰則の措置

- ・ 無許可行為や命令違反等に対する罰則について、条例より高い水準に強化等  
※ **最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下**



## 3 茨城県における執行体制

### ○ 土木部、県民生活環境部の共管

許認可：土木部（建築指導課） 【各県民センター建築指導課、県央建築指導室】

監視・パトロール：県民生活環境部（廃棄物規制課） 【各県民センター環境・保安課、県央環境保全室】

# 宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）について

## 4 市町村への依頼事項

### ① 許可申請等の経由事務（すべての市町村）

- ・都市計画法の開発許可を伴わない盛土規制法の申請等があった場合の申請書類の**経由事務**



### ② 開発許可（みなし許可）に係る中間検査等（都市計画法の開発許可権限を有する市町村：28市町村）

- ・都市計画法の開発許可を受けた工事は盛土規制法の許可を受けたものとみなされる。
- ・市町村で「みなし許可」として許可した案件に必要な**中間検査**や**定期報告**、**監察**

※無許可事案については県と市町村で連携して対応



### ③ 残土条例など既存制度との連携（すべての市町村）

- ・県残土条例は、盛土規制法と重複している規制を罰則の強い盛土規制法へ移行
- ・土砂の性質等の規制は維持、残土条例の許可制は引き続き継続
- ・**市町村残土条例も、盛土規制法と連携した規制となるよう必要に応じた改正**のお願い。
- ・その他、市町村所管の既存制度と連携し、問題事案の情報共有等、引き続き緊密な連携体制を構築

## 5 これまでの経過と今後の予定

- 令和5年度 基礎調査（区域指定案策定）の実施
- 令和6年6月～7月 規制区域（案）について市町村の意見聴取、パブリックコメントの実施
- 令和6年9月～ 基礎調査（既存盛土調査）実施（令和7年度にかけ2か年で実施）
- 令和6年12月 関連条例（手数料等）の議決
- 令和7年4月1日 規制区域の公示、制度の運用開始